

寝屋川市は
平成31年4月の

中核市移行を

目指しています



市が目指す平成31年4月の中核市移行まであと1年。3月市議会定例会で、「中核市の指定に係る申出」が可決されたのを受け、今後、府の同意、国の指定などの手続を始め、保健所の設置や職員の派遣研修など、スムーズな移行に向けた準備を着実に進めていきます。

※詳しくは「中核市移行基本方針」（市ホームページ）などを見てください。

岡 都市プロモーション課

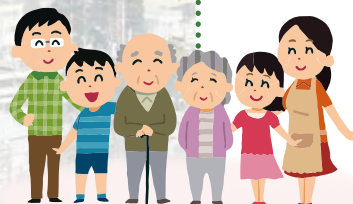
移行に向けた
これまでとこれから



◆ 中核市って何？ ◆

法で定められた要件（人口20万人以上）を満たし、国から指定を受けた市で、横浜市、大阪市などの政令指定都市に次いで大きな行政権限を持ち、より多くの行政サービスを実施することができます。

全国1,718市町村のうち中核市は54市だけです（平成30年4月現在）。



中核市になると、 変わるぞ！

市は現在、施行時特例市ですが、中核市に移行することで、現在府が行っている民生や保健衛生に関するものなど約6割の事務を市が行えるようになるとともに、市で保健所を設置することになります。

これにより、市民ニーズにより迅速かつ的確に対応した行政サービスの提供や特色ある新たな施策等による市の魅



移行により目指すもの

現在、移行に向けていろいろな取り組みを進めています。「命（いのち）」「生活（くらし）」「未来（みらい）」という3つの観点で、市民にいつまでも愛される「命と笑顔が輝くまち」を目指します。

命 (いのち)

命・子どもを守る施策 ^{かける} × 保健所の設置

保健所の機能を活用し、市民の命と健康を守ります

市が保健所を設置することで、これまで府の保健所と市がそれぞれ行ってきた保健衛生に関する事務を一元化し、命を守るより質の高い施策の推進を図ります。

生活 (くらし)

生活・まちを守る施策 ^{かける} × 権限強化・利便性向上

安全安心で暮らしやすいまちを整備します

現在、府が行っている多くの事務を市が行うことで、より市民ニーズを反映した、きめ細かなサービスの提供を行います。

未来 (みらい)

次代につなぐ施策 ^{かける} × 都市格の向上

高い都市格を有し、市民が誇りに思えるまちを次代につなぎます

市のブランド力を向上し、他市にはない特色と魅力を一層高め、府のみならず、関西・全国へとより広い視野で、都市格を向上させます。



府が担当する事務	警察の設置など	府の事務の約6割を実施	府の事務の約8~9割を実施
	児童相談所の設置(必置)、国道・府道の管理など		
府が担当する事務	保健所の設置	府の事務の約1割を実施	中核市 (人口20万人以上) 全国で54市 (豊中市・枚方市など)
	産業廃棄物に関する事務など		
府が担当する事務	環境に関する事務など	一般市 (四條畷市・交野市など)	政令指定都市 (人口50万人以上) 全国で20市 (横浜市・大阪市など)
	施行時特例市 全国で31市 (吹田市・茨木市など)		

現在 → ステップアップ → 移行後

市の種類と事務の範囲

力創造など、いろいろなメリットがあります。

事務権限 小 ← → 大



介護保険制度

が変わります

介護保険制度は、より効率的な介護サービスの提供、安定した制度の持続を図ることを目的に、3年ごとに見直しが行われます。主な内容は、以下のとおりです。

図 高齢介護室

1

介護保険料

4月1日から 介護保険料の変更

市独自減免
制度の創設

介護保険料は、市で必要な介護サービスの総費用などから算出される基準額7万4,520円(年額)から、所得に応じて14段階に設定しています。保険料率や合計所得金額の定義などを変更しました。

今回から、第2・3段階の人で、①収入96万円以下②税・医療保険で被扶養者になっていない③運用できる土地建物などを有しない④介護保険料の滞納がないなどの要件を満たす人に対する減免制度を創設しました。詳しくは問い合わせてください。

平成30年度から32年度までの保険料(年額)

段階	対象者	保険料(年額)	段階	対象者	保険料(年額)
第1	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人。市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	33,530円	第8	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	111,780円
第2	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	48,430円	第9	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	126,680円
第3	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	55,890円	第10	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	137,860円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	67,060円	第11	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	149,040円
第5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	74,520円	第12	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	160,210円
第6	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	89,420円	第13	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	171,390円
第7	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	96,870円	第14	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	182,570円

<合計所得金額>

収入から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、扶養控除や医療費控除などの基礎控除・人的控除をする前の所得金額のことです。

土地売却などについての長期譲渡所得及び短期譲渡所得が、合計所得金額の対象外となりました。

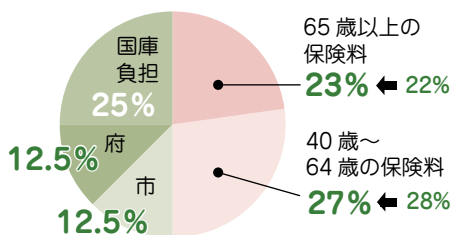
4月1日から 財源負担割合の変更

介護保険制度は、公費と介護保険料を財源に運営されています。

介護保険料の財源負担割合が、65歳以上の人(第1号被保険者)は22パーセントから23パーセントに、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)は28パーセントから27パーセントに変わりました。

介護保険の財源(利用者負担分は除く)

※平成30年度から3年間の割合です。



2

介護保険サービスの利用者負担

4月1日から 利用者負担額の変更

介護報酬（※）改定に伴って、介護保険サービスの料金が変わったため、利用したときに支払う利用者負担額も変わります。利用者負担額は、各サービスの介護報酬や各事業所のサービス提供体制などにより異なります。詳しくは各サービス事業所まで問い合わせてください。

※介護報酬…事業者が利用者介護サービスを提供したときに事業者に対価として支払われるサービス費用。

8月1日から 利用者負担割合の変更

介護保険の維持継続と負担の公平性の面から、これまで利用者負担の割合が2割だった人で、特に所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。

◆利用者負担割合が3割になる対象

- ① 本人の合計所得金額が220万円以上
- ② 同じ世帯にいる65歳以上の人（本人を含む）の「年金収入＋そのほかの合計所得金額」が1人の場合340万円以上、2人以上の場合463万円以上の人

3

高額医療・高額介護合算制度

8月1日から

所得区分の変更

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の所得区分が変更され、一部限度額が変わります（70歳未満の人のみの世帯は変更ありません）。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得区分	負担限度額
課税所得 690万円以上	67万円 → 212万円
課税所得 380万円以上	67万円 → 141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ※②	19万円

※①対象は70歳～74歳の人がある世帯又は後期高齢者医療制度で医療を受ける人がある世帯です②低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いるときは、限度額の適用方法が異なります。

4

介護医療院・共生型サービス創設

4月1日から

介護医療院創設

日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れるための施設で、看取り・ターミナルケア（※）などの機能と生活施設としての機能を兼ね備えています。

※ターミナルケア…治療による延命よりも病気の症状などによる苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や生活の充実を優先させるケア。

4月1日から

共生型サービス創設

介護保険と障害福祉の両制度に新しく「共生型サービス」が位置付けられ、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなります。

対象 訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護など

4月1日時点で市内には介護医療院又は共生型サービスの対象施設はありません。

詳しくは市ホームページ「高齢介護室」又は問い合わせてください。



新施設の特徴

○高度自動焼却制御システム

投入するごみの性質を自動で検知して最適な焼却環境を実現。

○自力発電で運用

焼却熱及び太陽光を利用した国内トップクラスの発電効率。

○環境学習設備が充実

多目的室や見学者通路などを使って、環境学習を推進。

場所 寝屋南一丁目2番1号
(クリーンセンター内)

4月から、新ごみ焼却施設が本格稼働します。

稼働にあたっては、法令基準よりも厳しい排ガスなどの自主基準値を遵守するとともに、周辺環境に最大限配慮します。

☒ 施設に関すること…環境事業課、見学に関すること…環境総務課

新ごみ焼却施設が完成

見学に
来てください

見学者通路から工場内部のプラットフォーム(ごみ収集車がごみを運んで来る場所)やごみピット(運んで来たごみを溜めておく場所)などを見学することができます。
※詳しくは、市ホームページ「環境総務課」又は問い合わせてください。



クリーンセンター
オリジナルキャラクター
フックン

3月中旬、市立小・中学校の卒業式が行われ、卒業生の皆様が新たな未来への一步を踏み出しました。

私も小・中学校各1校の卒業式に出席し、祝辞を述べさせていただきました。

程よい緊張感もある中、先生や保護者、卒業生のおふれる笑顔や感極まり涙する姿に心温まる素敵な式典でした。卒業生の皆様の更なる飛躍をお祈りしております。

今号の特集にあります、平成30年度の「市政運営方針」を3月市議会定例会で申し上げました。

市長として、基本方針や主要な施策・事業について申し述べるとても大切な場であり、原稿を何度も確認し本番に臨みました。

平成30年度は、私の信念「政治は暮らしてある」を胸にこれまで積み上げてきた実績に加え、市政の更なる飛躍のため、全国初となる「子どもを守る位置情報サービスの運用」を始め、府内初、北河内初の施策・事業を推進いたします。また、平成

北川市長の笑顔だより



31年度中核市移行に向け「市役所の格」「まちの格」の向上を進め、「命を守る」施策・事業の成果を市民の皆様にご実感していただけるよう、全力を尽くしてまいります。

3月号でお伝えしました「桜のライトアップ」を、今年も3月30日から4月8日まで打上川治水緑地で開催しています。

今年「サクラスイーツコンテスト」で最優秀賞に輝いた2作品を商品化し、販売されます。

「早く試食しましたが、「桜のロールケーキ」は、ふわふわの生地にはるる甘い抹茶とあんこの甘さがしつこくなく、飽きないおいしさ。「サクラのタルトケーキ」は、サクサクのタルトにババロアの甘さところが絶妙の食感で後味がさっぱり。自称グルメの私も、2作品ともとてもおいしく気に入っております。

昨年大好評だった和菓子と合わせて、数量限定で特別販売されますので、会場では是非、御賞味ください。

